

はじめに

- 証券業界は、これまでも書面・押印・対面を要する業務の削減、電子化・簡略化等により、地球環境保全や働き方改革・女性活躍などSDGsの達成に向けて取組み。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、証券業界として感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を持続的に可能としていくことに貢献していく所存。

I. これまでの経緯

政 府 - かねてよりデジタル3原則の下、行政手続に係る利便性向上へ取組み - コロナ禍を受け、テレワークを妨げる書面・押印・対面手続の見直しを推進 - 基本的な考え方において、重点的に見直しを求める手続の1つに「金融関係」も提示	金 融 庁 「金融業界における書面・押印・対面の手続の見直しに向けた検討会」を設置（これまで5回開催） - 制度的対応準備が整うまでの緊急的措置としてe-Gov/eメールでの申請・届出、押印省略等を措置	証 券 業 界 - リモートチャネルを活用し、証券市場の継続的かつ安定的な機能を維持 「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定 - テレワーク等の対応を進め、感染防止に努めながら業務を継続
---	--	--

II. 本WGにおけるこれまでの検討

取組事例の発表・質疑応答	各社取組事例アンケート	見直し対象として考えられる手続例	
委員会社より取組事例を発表した(3社)。 (主なもの) ① 口座開設・属性変更などの事務手続の電子化 ② 各種取引報告書の電子交付化 ③ 対面営業におけるタブレット活用 ④ 各種レポート作成や定型業務のRPA化 ⑤ チャットボットによる問い合わせ対応の導入 ▶ 効果：人件費や印刷費等のコスト削減、業務効率化による時間創出など ▶ 課題：ユーザーの使いやすさ向上、不備率の低減、プロセス全体での電子化、精度向上など	委員各社で実施済み・実施予定・検討中の取組として延べ62項目が寄せられた。 (主なもの) ① 顧客受入帳票の顧客押印欄削除、電話による事務手続導入 ② 顧客から受け入れる確認書のデジタル化・電子サイン導入 ③ 電子契約システム導入、社内資料の書面配付原則廃止 ④ 社内承認業務の電子化 ⑤ 顧客注文対応でのメールによる書類管理	委員各社より、見直し対象として考えられる書面・押印・対面手続として、延べ236項目が寄せられた。 ① 税制関係の手続：18項目 ② 専用端末の操作：延べ18項目 ③ その他、当局・取引所への届出・報告、顧客との間での手続など：延べ200項目 ⇒関係機関に対し、現状を確認の上、手続見直しの協議の申入れを行う。	
		検討に当たっての留意事項 - 顧客の理解をどのように得ていくかが課題であるとともに、費用対効果を踏まえた経営判断が重要 - デジタル化を進めやすいリテール（個人等）を中心に検討 - 投資家保護のレベルは落とさない	本協会が会員等に求めている手続例 - 調査の結果、書面・押印を求めているものが94項目 - 書面電子化、押印廃止が可能なものが一定数存在することから、実現に向けた取組みに期待する。

おわりに

- 会員各社でも、本WGで引き続き行う検討の結果を待つことなく、本WGの資料・議論内容を参考に、対応可能なところから見直し・効率化を行うことが期待される。
- ⇒ **新型コロナウイルス感染症の影響に対応するとともに、より生産性が高く、多様な人材が生き活きと働くことができる環境へ。**

証券業界における書面、押印及び対面を
要する業務のさらなる見直しに向けて
(第一次取りまとめ)

2 0 2 0 年 9 月 1 5 日

日 本 証 券 業 協 会

「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」

目 次

	ページ
はじめに	- 1 -
I. これまでの経緯	- 2 -
1. 政府の動き	- 2 -
2. 金融庁の動き	- 2 -
3. 証券業界の動き	- 3 -
II. 本WGにおけるこれまでの検討.....	- 5 -
1. 取組み事例の発表及び質疑応答.....	- 5 -
2. 委員各社における取組み事例に関するアンケート.....	- 7 -
3. 見直しの対象として考えられる書面・押印・対面を要する手続の例.....	- 7 -
4. 検討に当たっての留意事項.....	- 8 -
5. 本協会が会員に求めている書面・押印・対面の手続の例.....	- 9 -
おわりに	- 10 -

【参考資料】

別紙 1－1	「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」 設置要綱
別紙 1－2	「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」 委員名簿
別紙 2	これまでの経緯
別紙 3	第 1 回「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」（金融 庁）資料 1 抜粋
別紙 4	「規制改革推進に関する答申」、「規制改革実施計画」、「成長戦略フォローアップ」 及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」
別紙 5	「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の概要
別紙 6	「令和 2 事務年度 金融行政方針」抜粋
別紙 7	書面・押印・対面手続の見直しに関する各社事例
別紙 8	「令和 3 年度税制改正に関する要望骨子」（案）
別紙 9	検討に当たって想定される論点
別紙 10	日本証券業協会への提出書類（書面、押印の見直し検討）

はじめに

証券業界においては、これまで、業務における必要性に鑑みつつ、進展する IT 技術を活用しながら、書面、押印及び対面を要する業務の削減や電子化・簡略化に取り組み、業務の効率化を図ることにより、紙資源や電力の使用量削減を通じて CO₂ 排出量削減をはじめとした地球環境の保全に貢献するとともに、テレワーク（在宅勤務）をはじめとする先進的な働き方改革や女性活躍に関する取組み¹につなげて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて努力してきているところである²。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の中で、証券業界では、「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定し、個々の会員の事業形態や実情等を踏まえた感染予防に努めつつ、工夫を凝らしながら、業務の継続について適切な対応に努めてきた次第である。

そうした中、テレワーク推進に向け、行政手続に関するもの及び民間の商慣行等による手続に関するものについて、ともに書面・押印・対面による仕事のあり方を見直すため、官民が連携して取組みを進めるとして、政府を挙げて検討されているところである。

証券業界としても、書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しを図ることにより、我が国の重要なインフラの一つである証券市場の機能を維持する中で、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくことに貢献していく所存である。

この点については、本協会が本年 7 月に策定した「当面の主要課題」においても、「証券取引における各種手続きのペーパーレス化・デジタル化の推進」として挙げているところである。

このため、本協会では、証券戦略会議の下部機関として、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」（以下「本 WG」という。）を設置し、証券業界における書面、押印及び対面を要する業務を洗い出し、これらの削減や電子化・簡略化について検討を行うこととした【別紙 1－1 及び 1－2 参照】。

本 WG において、これまでに取り組んだ内容について、ここに取りまとめることとする。

¹ 2019 年 3 月 29 日 本協会 SDGs 推進本部 SDGs 推進室「証券業界における働き方改革に関する事例集」
(https://www.jsda.or.jp/about/torikumi/sdgs/files/190329_sdgs-jireisyu.pdf)

² 本協会では、SDGs の達成に貢献するとともに、証券業自らも持続的な成長を目指し、貧困・飢餓をなくし地球環境を守る取組み、働き方改革そして女性活躍支援を図る取組み、及び、社会的弱者への教育支援に関する取組みを行っている（2018 年 3 月 22 日 本協会「SDGs 宣言」(<https://www.jsda.or.jp/sdgs/sengen.html>)）。本協会による取組みについては、本協会ウェブサイト「証券業界の SDGs」(<https://www.jsda.or.jp/sdgs/index.html>) において、「SDGs レポート」(https://www.jsda.or.jp/about/torikumi/sdgs/files/sdgs_report.pdf) 等を参照。

I. これまでの経緯【別紙2参照】

1. 政府の動き

政府においては、かねてより、2018年1月に策定された「デジタル・ガバメント実行計画」や、2019年12月に施行された改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、これらにおいて掲げられているいわゆるデジタル3原則、すなわち「デジタルファースト」（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、「ワンスオンリー」（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）及び「コネクテッド・ワンストップ」（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）の下、行政手続に係る利便性の向上を目指した取組みが進められている。

そうした折、2020年に入って新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化し、その拡大防止のためにテレワークの取組みが推進される中で、書面・押印・対面を必要とする手続のためにオフィスへの出勤を余儀なくされる事例が課題として浮上し、安倍首相から、行政及び民間の手続における押印や書面提出等に係る制度や慣行の見直しについて発言がなされた。

これを受けた規制改革推進会議における議論においては、経済四団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所及び新経済連盟）から寄せられた三百あまりの要望に対し、関係省庁による検討結果や今後の対応方針が示された。また、官民一丸となって書面・押印・対面を要する手続を見直す取組みを推進する基本的な考え方が示されるとともに、民間の手続のうち不動産関係及び会社法関係と並んで金融関係（口座開廃、融資、振込等の手続）については重点的に取組みを求めるとされた【別紙3参照】。

なお、書面・押印・対面を要する手続の見直しについては、「規制改革推進に関する答申」（2020年7月2日規制改革推進会議）並びに「規制改革実施計画」、「成長戦略フォローアップ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」（いわゆる骨太の方針）（いずれも2020年7月17日閣議決定）においても取り上げられている【別紙4参照】。

2. 金融庁の動き

規制改革推進会議における議論を受け、金融庁においては、金融業界における書面・押印・対面の手続の見直しを検討するため、2020年6月に「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」（以下「金融庁検討会」という。）が設置され、本協会を含めて金融関係団体が参加している【別紙5参照】。金融庁検討会は、これまでに5回開催され、精力的な議論が行われている。

なお、金融庁は、2020年7月17日、前掲1.において触れた「規制改革推進に関する答申」及び「規制改革実施計画」を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局へ

の申請・届出等について、次のとおり対応していく旨を公表している³。

- 1 e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
 - 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
 - 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。
- （注）但し、収入印紙を必要とする申請書類については、消印する前に収入印紙をコピーすることが印紙等模造取締法により禁止されているため、収入印紙を貼付する欄を空欄として電子データで送付されたことをもって登録・認可等の審査手続を進めることを可能とするものの、登録・認可等については、後日収入印紙を貼付した原本が送付されたことをもって行うこととする。

また、金融庁が2020年8月31日に公表した「令和2事務年度金融行政方針」において、金融業界全体においても、金融行政においても、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直す取組みを進めることとされている【別紙6参照】。

3. 証券業界の動き

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が2020年4月7日に発令された。これにより、我が国では経済・社会活動が一層大きな制約を受けることとなった。

そうした中、証券業界では、可能な限り、インターネット、コールセンター、営業店の電話等によるリモート機能を活用し、職員の出勤を必要最小限にとどめる等感染拡大の防止に最大限の協力を行いつつ、投資者の売買取引等について従前どおり円滑かつ速やかに執行されるよう万全を期す等、事業を継続することで、我が国の重要なインフラの一つである証券市場の継続的かつ安定的な機能維持に努めてきた⁴。

緊急事態宣言は、その後の感染状況に鑑み、同年5月25日に解除されたが、証券業界では、これより前の同月14日に策定した「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁵（以下「証券業界ガイドライン」という。）に基づき、引き続き、業務の継続について適切な対応に努めるとともに、感染拡大の防止と社会経済活

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200717.html>

⁴ 2020年4月7日 本協会会長談話「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令等に関して」
(<https://www.jsda.or.jp/about/kaiken/files/20200407kaicyoudanwa.pdf>)

⁵ <https://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronagl.pdf>

働の維持の両立を持続的に可能としていくことへの貢献を目指している⁶。

ところで、証券業界ガイドラインにおいては、感染防止のために講じるべき具体的な対策の一つとして、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図ることが挙げられている⁷。

各会員においては、この点についても、個々の会員の事業形態や実情等を踏まえて適切な対応に努めてきているが、前掲 1. と同様に、現実には、書面・押印・対面を必要とする等のためにテレワークでは完結できず、オフィスへの出勤を余儀なくされる業務が存在した。

つまり、前掲 1. の、官民一丸となって書面・押印・対面を要する手続を見直す取組みを推進するという、規制改革推進会議において示された基本的な考え方は、証券業界においても実感を伴って共有するものであり、前掲 2. のとおり金融庁検討会での議論に本協会が参加することを契機として、証券業界における書面、押印及び対面を要する業務を洗い出し、これらの削減や電子化・簡略化について検討を行うため、同年 7 月 1 日、証券戦略会議の下部機関として、本 WG を設置した【別紙 1－1 及び 1－2（再掲）参照】。

⁶ 2020 年 5 月 25 日 本協会会長談話「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除について」
(https://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200525_kaicyodanwa_hp.pdf)

⁷ 証券業界ガイドライン 3. 講じるべき具体的な対策（3）通勤（3 ページ）

Ⅱ. 本 WG におけるこれまでの検討

本 WG は、これまで 3 回開催し、前掲Ⅰ. で紹介した、これまでの経緯を確認した上で、委員各社における業務見直しの取組みとその効果や課題を共有した。また、見直しの対象として考えられる書面・押印・対面を要する手続の例を持ち寄り、今後の対応について検討を行った。

1. 取組み事例の発表及び質疑応答

実例をもって検討の参考とするため、一部の委員がその会員における取組みの状況を発表した上で質疑応答を行い、委員間において認識の共有と理解の深化に努めた。

発表及び質疑応答を通じて共有された取組みの内容とそれによる効果及び課題は、次のとおりである。

- ① 口座開設手続・属性変更手続などにおいて紙媒体での受渡や回付を行っていた業務を見直し、事務手続を全社的に電子化（大手証券）

<効果>

- ・ コスト削減（印刷費、人件費、郵送費、紙保存費用）
- ・ 業務効率化（年間 76 万時間の時間創出）
- ・ 情報漏洩リスクの軽減

<課題及びその解決方法>

- ・ 費用対効果が期待できる事務手続については既に電子化が完了しているものが多い。一方で、ニッチな事務手続については費用対効果の点から電子化が進んでいるとは言えない状況にある。IT 業界などの知見を活用しながら取組みを進める必要がある。
- ・ 事務手続の電子化により年間 141 万時間の時間創出を期待していたところ、実際に創出された時間はその半分程度（76 万時間）であった。顧客にとって Web 上の操作方法が分かりづらければ電子化の利用が広がらない。電子化の導入で終わるのではなく、Web 表示画面の改善やヘルプ画面の拡充を実施していくことにより、UI（ユーザー・インターフェイス）を継続的に改善していく必要がある。

- ② 各種取引報告書の電子交付化（ネット証券）

<効果>

- ・ コスト削減（印刷費、人件費、郵送費）
- ・ 業務効率化

<課題及びその解決方法>

- ・ 法令（例：金商法、租税特別措置法等）の規定上、原則書面交付・例外電子交付となっている書面については、個別に顧客の同意を取る必要があり、ポイント付与などのキャンペーンを行ってもあまり電子交付化への同意につなが

らない。顧客に対して電子交付化の理解を求めることにより、原則電子交付・例外書面交付とする方向性へと推進していく必要がある。

- ③ 対面営業における口座開設手続等や本人確認書類提出時のタブレット活用により、印鑑を不要とする手続や、顧客の来店・書類郵送の省略を実現（大手証券）

＜効果＞

- ・ 顧客利便性向上
- ・ コスト削減（印刷費）
- ・ 業務効率化（営業店の時間創出）

＜課題及びその解決方法＞

- ・ タブレットへの入力時の不備発生をどのように防止するかが課題。不備率を低減するため、UI（ユーザー・インターフェイス）の改善や営業店向けマニュアルの充実化などにより営業担当者への周知・啓蒙活動を推進する必要がある。

- ④ 各種レポート作成や定型業務の RPA⁸化（大手証券）

＜効果＞

- ・ コスト削減（印刷費、人件費）
- ・ 業務効率化、テレワークの推進

＜課題及びその解決方法＞

- ・ 各種レポートや定型業務では一定の効果が表れているものの、既に別のシステムツールを導入している業務において、一連の業務の中で一部のみ RPA を使用しているようなケースでは、効果が限られてしまうことがある。専門家の知見を活用ながら取組みを進める必要がある。

- ⑤ チャットボット⁹による問合せ対応の導入（大手証券）

＜効果＞

- ・ コスト削減（人件費）
- ・ テレワークの推進

＜課題及びその解決方法＞

- ・ チャットボットの利用率の向上のため、チャットボットへの誘導などにより周知を図っていく必要がある。また、精度向上のため、高頻度の Q&A の更新や有人のチャットボットの導入を推進していく必要がある。

⁸ Robotics Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

⁹ チャットボットとは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、AI を活用して自動で回答を表示するシステム。チャットボットの導入により、電話での相談に比べて、より気軽に質問をしたり、より短時間で情報にアクセスしたりすることが可能となる。

2. 委員各社における取組み事例に関するアンケート

前掲 1. の発表及び質疑応答に加え、委員各社における取組みの状況についてのアンケートを実施した。その結果は【別紙 7】にまとめているが、主なものは次のとおりである。

- ① 顧客受入帳票上の顧客押印欄削除、一部の事務手続について電話受付による方法を導入（大手証券）
- ② 顧客から受け入れる確認書のデジタル化・電子サインの導入（準大手証券）
- ③ 電子契約システムの導入、社内資料の原則書面配付廃止（ネット証券）
- ④ 社内承認業務の電子化（地場証券）
- ⑤ 顧客注文対応におけるメールの方法による書類管理（外資系証券）

3. 見直しの対象として考えられる書面・押印・対面を要する手続の例

前掲 1. 及び 2. のとおり、委員各社においては、これまでも書面、押印及び対面を要する業務の削減や電子化・簡略化に取り組み、業務の効率化を図ってきており、このことは、委員各社のみならず、会員各社においても同様であると考えられる。

しかし、それでもなお、依然として見直しの対象として考えられる書面・押印・対面を要する手続が残っており、委員各社にアンケートを実施した結果、延べ 236 項目が寄せられた。

これらを大まかに分類すると、次のようになる。

(1) 税制関係の手続

このうち 18 項目は、税制関係の手続に際して必要となっている書面や押印であった。

これらは、既に電子的な手続が認められている 1 項目を除き、いずれも、本協会の「証券税制に関するワーキング・グループ」での議論を経て、税制改正要望として当局に対応を働き掛けることとしている【別紙 8 参照】。そのため、本 WG としては、これらについては、その推移を見守ることとする。

(2) 専用端末の操作

次に、取引や決済に係るシステムの専用端末へのリモート接続を許容することを求めるものが、延べ 18 項目あった。

現状は、各会員の担当者は当該端末が設置されているそれぞれのオフィスに出勤しなければこれら进行操作することができないため、当該担当者によるテレワークが難しくなっているところ、当該担当者の自宅等、オフィス以外からの接続（リモート接続）を許容してもらいたい、というものであった。

専用端末を通じた入出力を要求しているのは、権限を有する者による操作に限定することや、システムのセキュリティを維持することが大きな目的と考えられるが、

これらの専用端末に係るシステムを管理している関係機関に対し、一定の条件が付く可能性を視野に入れつつ、リモート接続が許容される余地があるのかどうか、協議を行うこととする。

(3) その他の手続

前掲(1)及び(2)以外の延べ 200 項目については、今後の検討に向けて、次のように分類した。

①金融商品取引業（以下「金商業」という。）に係るし、根拠が法令にある手続

例：顧客への交付関係（取引報告書などの行為規制関係）、当局への届出関係（事業報告書などの業規制関係、売買報告書などの取引規制関係）など

②金商業に係るし、根拠が法令以外にある手続

例：市場関係者（取引所・振替機関・自主規制機関・投資者保護基金・日本銀行など）への届出関係、金融機関間の取引に係る届出関係など

③金商業以外の金融関係に係る手続

例：相続手続関係、当局への届出関係（金商業以外）、金融機関との取引に係る届出関係（金商業以外）など

④企業活動一般的な手続

例：健康保険関係、雇用保険関係、年金関係、保育所入所関係（勤務証明書等）、在留資格関係、障がい者雇用関係、銀行口座開設・解約関係など

このうち、①から③については、当局、関係機関に対し、現在におけるこれらの手続の書面・押印・対面が必要とされているのかどうかについて確認した上で、現在において必要とされているものについては見直しの協議の申入れを行うこととする。

一方、④については、証券業界にとどまらない内容であり、企業活動一般的な手続については経済団体からの要望を受けて政府において広範に検討されていることから、その推移を見守ることとし、本 WG における取組みの直接の対象とはしないこととする。

なお、これらの多くは会員と行政当局や取引所等証券関係機関との間での手続に係るものであったが、一方で、例えば取引報告書、取引残高報告書、株券貸借取引及び選択権付債券売買取引に係る基本契約書及び個別取引明細書など、顧客と会員との間での手続に係るものもあった。

これらについても、できるだけ顧客にとっての利便性の向上と会員にとっての業務の効率性の向上に資するよう、現状の制度や慣行を見直すことができないかとの観点から、引き続き検討することとする。

4. 検討に当たっての留意事項

本 WG では、前掲 3. に挙げた項目の今後の検討に当たって、【別紙 9】のとおり、論点を挙げた上で、それぞれについて考えられる検討のポイントや方向性を示すことに

より、多岐に亘る項目の検討を通じて共有しておく基本的な方針や問題意識を整理した。主には、次に挙げる点である。

- デジタル化を進めるに当たっては、顧客の理解をどのように得ていくかが課題であるとともに、デジタル化投資の費用対効果を踏まえた経営判断が重要なポイントとなると考えられる。
- リテール（個人等）ではデジタル化を進めやすいが、ホールセール（法人）では進めにくい傾向にある。このため、本 WG では、リテールでのデジタル化を検討の中心に据えることとする。
- 大前提として、手続の見直しが投資家保護のレベルを落とすことになってはならない。

5. 本協会が会員に求めている書面・押印・対面の手続の例

本協会が会員等に求めている手続については、既にその多くは押印を必要とせず、また協会 WAN の双方向機能やメールといった電子的な手段によることで書面や対面を必要としていない。

その一方で、現在においても書面・押印・対面での手続を求めているものを本協会事務局で調査したところ、94 項目挙げた。なお、これらの手続には対面での手続を制度として求めているものはないため、これらの手続の見直しの焦点は「書面」と「押印」となる。

これらについて、所管部署で検討したところ、本協会への加入・脱退に係る手続や事故報告・処分に係る手続等において、文書の性質上、書面や押印の廃止が不可能であるものが存在した。その一方で、今回を契機に、書面の電子化も押印の廃止も可能と考えられるものや、押印の廃止は難しいものの書面の電子化は可能と考えられるものが一定数存在することも判明した【別紙 10 参照】。

これらの書面の電子化及び押印の廃止を実現するためには、規則改正、関係当局との調整又は運用・様式の変更等が必要になると考えられ、そのために必要な時間には長短があると見込まれるが、今般の本 WG における検討の趣旨を踏まえ、今後の所管部署における実現に向けた取組みに期待することとする。

おわりに

ここまで見てきたように、証券業界では、かねてから書面、押印及び対面を要する業務の削減や電子化・簡略化に取り組み、業務の効率化を図ってきたところであったが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大という危機に直面し、突如として大規模なテレワークへの移行を余儀なくされる中で、依然として残っていた書面、押印及び対面を要する業務がそのネックになることが浮き彫りとなった。

本 WG では、これまで、委員各社において新型コロナウイルス感染症拡大の前後を問わず取り組んだ書面、押印及び対面を要する業務の見直しの例を持ち寄るとともに、さらなる見直しに向けた課題を共有した。

新型コロナウイルス感染症の拡大という現在進行形の困難により、現に業務への制約を受けながらも、スピード感のある取組みが求められることから、本 WG としては、以上の取組みを行ったところで、第一次の取りまとめをここに行うこととした。

なお、ここまでに見たように、本 WG の委員会社に限っても、多くの取組み事例やその効果・課題を共有することができており、これから同じ取組みを行おうとする会員にとっては参考となるものもあると思われる。

したがって、会員各社においては、本 WG において引き続き行う検討の結果が出るのを待つことなく、この第一次取りまとめやこれまでの本 WG における資料及び議論の内容を参考にしながら、対応可能なところから業務の見直し・効率化を行うことにより、今後懸念される新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大や影響の長期化に備えるとともに、より生産性が高く、多様な人材が生き活きと働くことができる環境につながる取組みを進めるべきと考える。

以 上

「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」の設置
について

2020 年 7 月 1 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 趣 旨

証券業界においては、これまでも、業務における必要性に鑑みつつ、進展する IT 技術を活用しながら、書面、押印及び対面を要する業務の削減や電子化・簡略化に取り組み、生産性の向上を図るとともに、紙資源や電力使用量の削減を通じて地球環境の保全に貢献することで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて努力してきたところである。

この点については、本年 7 月策定の「当面の主要課題」においても、「証券取引における各種手続きのペーパーレス化・デジタル化の推進」を挙げ、引き続き取り組んでいく方針を表明しているところである。

そうした中、政府においても、テレワーク推進に向け、行政手続に関するもの、民民間の商慣行等による手続に関するもの、ともに書面・押印・対面による仕事のやり方を見直すため、検討に着手されているところである。

については、証券業界として、書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しを図るべく、今般、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下、「本 WG」という。）を設置することとする。

2. 本 WG における検討

証券業界における書面、押印及び対面を要する業務を洗い出し、これらの削減や電子化・簡略化について検討を行い、その結果を証券戦略会議に報告することとする。

なお、検討においては、金融庁が設置している「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」における検討をはじめ、政府による取組みとの連携を図る。

また、検討の過程においては、必要に応じて、金融庁や証券関係団体（証券取引所、決済機関等）等に協力を求めることとする。

3. 構成・運営

- （１）本 WG は、会員の役職員をもって構成する。
- （２）本 WG の委員は、証券戦略会議議長が選任する。
- （３）本 WG の主査及び副主査は、委員のうちから、証券戦略会議議長が選任する。
- （４）本 WG は、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。
- （５）主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 事務局

本 WG の事務局は、日本証券業協会企画部が担当する。

以 上

証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ 名簿

2020 年 7 月
日本証券業協会

主 査	山 元 知 尚	(野 村 證 券 業 務 企 画 部 長)
副 主 査	門 脇 勝 志	(大 和 證 券 業 務 部 長)
委 員	上ノ町 弘 章	(楽 天 證 券 ソリューション企画部部長)
"	上 村 雅 憲	(立 花 證 券 監 査 部 専 任 課 長)
"	片 山 敏 彦	(み ず ほ 證 券 事 務 統 括 部 長)
"	金 井 尚 史	(S M B C 日 興 證 券 証 券 業 務 企 画 部 副 部 長)
"	金 田 学	(S B I 證 券 プロジェクト推進部長 兼 顧 客 管 理 部 長)
"	小 泉 貴 裕	(コーラルマン・サックス証 券 業 務 部 部 長)
"	後 藤 照 明	(岡 三 證 券 事 務 企 画 部 部 長)
"	杉 山 和 宏	(三菱UFJモルガン・スタンレー証 券 事 務 統 括 部 部 長)
"	豊 島 裕	(東 海 東 京 證 券 事 務 統 括 部 部 長)
"	三 橋 香	(U B S 證 券 証 券 管 理 部 デ ィ レ ク タ ー)
"	守 住 金 吾	(明 和 證 券 営 業 企 画 推 進 部 長)

以 上 13 名
(敬称略・五十音順)

これまでの経緯

日付	項目	詳細
4月7日	緊急事態宣言	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県を対象として緊急事態宣言が発令された。
4月16日	緊急事態宣言	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全国を対象として緊急事態宣言が発令された。 →5月25日、同宣言を解除。
4月22日	総理発言	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議の合同会議において、総理は、すべての行政手続きに係るデジタル化の前倒しの検討、及び、民間の書面・押印・対面手続きを改め、オンラインで完結することが原則となるよう、見直すべき点の全面的な点検を指示。
	内閣府における経済界からの要望募集	内閣府 規制改革推進室は、書面・押印・対面手続きの見直しに関する要望の提出を経済4団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所及び新経済連盟）に依頼。 →5月18日、当該要望及び当局回答の一覧を公表。
4月27日	総理発言	経済財政諮問会議において、総理は、テレワークの推進に向けて、書面・押印・対面手続きの見直しについて、緊急の対応措置を規制改革推進会議で取りまとめ、IT 総合戦略本部と連携し、着手できるものから順次実行していただきたい旨、発言。
5月18日	規制改革推進会議の開催	内閣府の第6回規制改革推進会議において、行政手続きと民間の手続きに分けて議論を行う方針、及び、金融関係、不動産関係及び会社法等一般法関係は法令上の制度見直しを含め、重点的に取組みを求める事項と整理する方針が示された。
5月22日	行政手続きに係る当局回答の再検討要請	内閣府 規制改革推進室は、経済界からの要望への当局回答のうち、行政手続きに係る当局回答の再検討を要請。 →6月5日に再検討結果を公表。
	成長戦略 WG の開催	規制改革推進会議第11回成長戦略 WG において、金融庁は、金融関連手続きについては金融庁と金融業界で検討会を立ち上げて議論を進めることを表明。

5月25日	経済4団体と関係省庁の協議会の立上げ	経済4団体及び関係省庁で「テレワーク推進に向けた経済団体及び関係省庁連絡協議会」が立ち上げられた。
6月5日	内閣府規制改革推進室「『行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）』の結果概要」	上記5月22日に要請された当局回答の再検討結果
6月9日	金融庁「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」第1回会合	テレワークの推進に向けて、経済4団体からの要望を踏まえて金融機関における手続の見直しに関する検討を行うため、金融庁で検討会を立上げ、第1回会合が行われた。 （以降、6月22日に第2回会合、7月15日に第3回会合、7月31日に第4回会合、8月19日に第5回会合が開催された。）
6月16日	本協会証券戦略会議における報告	「令和3年度税制改正に関する要望骨子」（案）
6月19日	内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのQ&A」	今般、テレワークの推進の障害となっていると指摘されている、民間における押印慣行について、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、Q&Aを作成。契約書に押印することの効果について解説（別添参照）
7月2日	規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」	
7月3日	未来投資会議「成長戦略フォローアップ案」	テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、 一経済界などとも連携し、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しを実行する。特に、金融機関における各種手続について、金融業界全体で慣行を見直し、対面・書面・押印の不要化や電子化を推進する。

		—民間の商取引などについて、押印に関する法律の規定の意味や押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方等を示すとともに、電子署名法における電子署名の解釈の明確化を行い、広く周知を図る。 等の取組を行う。
7月8日	経済財政諮問 会議「経済財政 運営と改革の 基本方針 2020」 (仮称)(骨太 の方針) 原案	
	内閣府、規制改 革推進会議、4 経済団体によ る共同宣言	書面・押印・対面を原則とした制度、慣行、意識を社会全体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式の速やかな再構築を実現するため、取組を推進することを宣言
7月14日	本協会 会員代 表者合同会議 における金融 庁との意見交 換会	
7月17日	本協会 「証券 業界における 書面・押印・対 面手続の見直 しに関するW G」第1回会合	証券業界における書面、押印及び対面を要する業務を洗い出し、これらの削減や電子化・簡略化について検討を行うため、本協会でWGを設置し、第1回会合が行われた。(以降、8月6日に第2回会合、9月8日に第3回会合が開催された。)

押印についてのQ & A

令和2年6月19日
内閣府
法務省
経済産業省

問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠（書証）になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力（これを「形式的証拠力」という。）が認められる。
- ・ 民訴法第228条第4項には、「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印（本人の意思に基づく押印と解釈されている。）があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定される。
- ・ この民訴法第228条第4項の規定の内容を簡単に言い換えれば、裁判所は、ある人が自分の押印をした文書は、特に疑わしい事情がない限り、真正に成立したものとして、証拠に使うてよいという意味である。そのため、文書の真正が裁判上争いとなった場合でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることになる。

- ・ もっとも、この規定は、文書の真正な成立を推定するに過ぎない。その文書が事実の証明にどこまで役立つのか（＝作成名義人によってその文書に示された内容が信用できるものであるか）といった中身の問題（これを「実質的証拠力」という。）は、別の問題であり、民訴法第 228 条第 4 項は、実質的証拠力については何も規定していない。
- ・ なお、文書に押印があるかないかにかかわらず、民事訴訟において、故意又は重過失により真実に反して文書の成立を争ったときは、過料に処せられる（民訴法第 230 条第 1 項）。

問 3. 本人による押印がなければ、民訴法第 228 条第 4 項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。

- ・ 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される（問 2 参照）。
- ・ そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第 228 条第 4 項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり（問 6 参照）、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- ・ 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である（問 4、5 参照）。
- ・ このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

問4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に押印がありさえすれば、民訴法第228条第4項が適用され、証明の負担は軽減されることになるのか。

- ・ 押印のある文書について、相手方がその成立の真正を争った場合は、通常、その押印が本人の意思に基づいて行われたという事実を証明することになる。
- ・ そして、成立の真正に争いのある文書について、印影と作成名義人の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され、更に、民訴法第228条第4項によりその印影に係る私文書は作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されるとする判例（最判昭39・5・12民集18巻4号597頁）がある。これを「二段の推定」と呼ぶ。
- ・ この二段の推定により証明の負担が軽減される程度は、次に述べるとおり、限定的である。
 - ① 推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証が相手方からなされた場合には、その推定は破られ得る。
 - ② 印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印である場合には印鑑証明書を得ることにより一定程度容易であるが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ると考えられる（問5参照）。
- ・ なお、次に述べる点は、文書の成立の真正が証明された後の話であり、形式的証拠力の話ではないが、契約書を始めとする法律行為が記載された文書については、文書の成立の真正が認められれば、その文書に記載された法律行為の存在や内容（例えば契約の成立や内容）は認められやすい。他方、請求書、納品書、検収書等の法律行為が記載されていない文書については、文書の成立の真正が認められても、その文書が示す事実の基礎となる法律行為の存在や内容（例えば、請求書記載の請求額の基礎となった売買契約の成立や内容）については、その文書から直接に認められるわけではない。このように、仮に文書に押印があることにより文書の成立の真正についての証明の負担が軽減されたとしても、そのことの裁判上の意義は、文書の性質や立証命題との関係によっても異なり得ることに留意する必要がある。

問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。

- ・ 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印にも適用され得る（最判昭和 50・6・12 裁判集民 115 号 95 頁）。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を
得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を
得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることに有意義であると考えられる。
- ・ なお、3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある。

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
 - ① 継続的な取引関係がある場合
 - 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）
 - ② 新規に取引関係に入る場合
 - 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根

- ・ 拠資料としての運転免許証など）の記録・保存
 - 本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでの PDF 送付）の記録・保存
 - 文書や契約の成立過程（メールや SNS 上のやり取り）の保存
- ③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログイン ID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）
- ・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。
 - (a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存
 - (b) PDF にパスワードを設定
 - (c) (b) の PDF をメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
 - (d) 複数者宛のメール送信（担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等）
 - (e) PDF を含む送信メール及びその送受信記録の長期保存

2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の継続による社会基盤の維持を両立させるため、社会全体で「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行を見直し、在宅勤務を積極的に推進することが求められている。

また、アフターコロナにおける一層の生産性向上を目指すため、デジタル技術を積極活用することで、時代の要請に即した行政手続・仕事のやり方を再構築していくことが必要。

よって、官民一丸となって、以下の取組を推進する必要があるのではないか。

（１）行政手続の見直し

- ① 「書面、押印、対面」を求める行政手続について、新型コロナウイルス感染症対策として、必要な緊急の見直しを実施し、事業者等に周知。
- ② アフターコロナにおいても、「書面、押印、対面」を求める全ての手続について、制度的な見直しを強力に推進し、デジタルガバメントの早期実現を図る。

<具体的な取組項目>

- ① 社会保険・労働関係（健康保険、雇用保険等及び労働基準、労働安全等の各種申請・届出）
- ② 各種証明書（就労証明書、在職証明書等）
- ③ 安全規制（施設等の点検・検査・責任者等について届出等）
- ④ 業法（営業についての許認可・変更申請・各種届出等）
- ⑤ 国税・地方税
- ⑥ 補助金・交付金（交付申請、変更申請、交付、実績報告、成果報告等）
- ⑦ 統計・調査
- ⑧ 会計、人事関係書面等（契約書、領収書、見積書、承諾書、決裁等）
- ⑨ 地方公共団体の手続等

（２）民民間の商慣行等による手続に関するもの

- ① 社内における手続（例：稟議、出退勤管理簿等）、他社に求める手続（例：契約書、見積書、請求書、領収書等）双方において、書面、押印、対面による仕事のやり方を見直すため、官民が連携して取組を進める。
- ② 民民間の手続で特に要望の多かった分野については、法令上の制度見直しも含め、重点的に取組を求める。
 - （i）不動産関係（売買時の重要事項説明書の書面交付等）
 - （ii）金融関係（口座開廃、融資、振込等の手続）
 - （iii）会社法等一般法関係（取締役会議事録の取締役押印、単体財務書類のウェブ開示等）
- ③ 電子署名については、デジタル時代の有効な手段として、その利用が適した場面における利用拡大に向けて、周知徹底を図る。他方で、電子署名ではクラウド技術を活用した電子署名の取扱いが不明確であるなど使い勝手改善の余地があり、早急の見直しが必要。

○規制改革推進に関する答申（2020年7月2日規制改革推進会議）抜粋

【f：令和2年度上期措置】

＜基本的考え方＞

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式により、不必要な出社や他者との接触の機会を減らすことが求められている中、書面のやり取りや押印等のために出社を余儀なくされるという事態ができるだけ生じないようにしていく必要がある。

（略）

さらに、民間事業者間における手続については、特に不動産関係、金融関係、会社法関係において書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しを求める声が多くある。これらの分野において必要な緊急対応を行うとともに、引き続き問題点の洗い出しを行い、手続の見直しを早急に行っていかなければならない。

なお、書面規制、押印、対面規制の見直しについては、感染症対策として速やかに緊急的措置を行うとともに、今回の措置が社会に与えた影響も踏まえつつ、今後、企業の生産性向上の推進や緊急時への備えとして、引き続き取り組んでいく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。

○規制改革実施計画（2020年7月17日閣議決定）抜粋

(6) 書面規制、押印、対面規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	書面規制、押印、対面規制の見直し	（略） f 金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。 （略）	（略） f：令和2年度上期措置 （略）	（略） f：金融庁 （略）

○成長戦略フォローアップ（2020 年 7 月 17 日閣議決定）抜粋

④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し

- ・テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。
- －経済界などとも連携し、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しを実行する。特に、金融機関における各種手続について、金融業界全体で慣行を見直し、対面・書面・押印の不要化や電子化を推進する。
- －民間の商取引などについて、押印に関する法律の規定の意味や押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方等を示すとともに、電子署名法における電子署名の解釈の明確化を行い、広く周知を図る。
- －原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020 年中に必要な見直しを行う。
- －あわせて、行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンズオンリー化を抜本的に進める。原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減、法人データ連携基盤（Gビズコネクト）による情報連携等を加速する。
- －行政機関等の内部手続について、制度的な対応が不要な押印・書面提出等は速やかに廃止するとともに、制度的な対応が必要なものについては、官民を通じた業務プロセス全体を見渡した業務見直しの中で 2020 年中に検討する。特に、会計について、契約書を除いて押印廃止、契約書については電子的手段の利活用促進を図るなど、契約相手の負担軽減を行う。

○経済財政運営と改革の基本方針 2020（2020 年 7 月 17 日閣議決定）抜粋

（４）変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の概要

1. 参加団体一覧

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、ゆうちょ銀行、全国信用金庫協会、信金中央金庫、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、全国労働金庫協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会、日本少額短期保険協会、日本証券業協会（※）、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、信託協会、投資信託協会、日本 STO 協会、日本暗号資産取引業協会、日本資金決済業協会、日本貸金業協会

※本協会からは、野村證券及び大和証券が委員会社として出席

2. 検討会の目的

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、テレワーク導入の機運が高まっているが、書類対応や押印原則のため出勤するケースが多数あり、従来の商慣習が問題視されている。金融業界においても書面・押印・対面手続きが多く残っていることから、以下により金融業界全体で手続きの見直しを検討する。

- ・ 金融機関における手続きの電子化状況に係る調査
- ・ 電子化を推進するための課題分析
- ・ 優先して対応すべき課題の確認
- ・ 優先課題への対応方針の整理

○令和 2 事務年度 金融行政方針 抜粋

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

(2) コロナ後の顧客ニーズに応える金融サービスづくり

①金融デジタルイゼーション

(イ) デジタル・イノベーションを支える 環境 整備

(前略)

業界全体の課題として、デジタル化への障壁となっている従来の書面・押印・対面を前提とした慣行の見直しや、マイナンバーカードの利活用の推進など、オンラインで完結する非対面サービス普及に向けた取組みを進める。(後略)

令和 2 事務年度 金融行政方針 (別冊) 補足資料 抜粋

●書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し

【昨事務年度の実績】

- ・ 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続きについて、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 2020 年 6 月に設け、各種手続きの電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を開始した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 令和元事務年度に引き続き「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」において、各種手続きの電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進する。

3. 金融庁の改革を進める

(2) 金融庁の行政手続きの電子化

経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している。こうした中、行政手続きについてもオンライン化等を一層強化し、我が国の経済社会変革を加速させていくことが重要な課題となっている。そのため、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けて取り組む方針だ。金融行政においても、こうした取組みを着実に進める。

金融機関等から受け付ける申請・届出等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、全ての手続きについてオンラインでの提出が可能となるように、2020 年度中にシステムの整備及び制度面での対応を行い、2021 年度中に運用を開始する。特に押印については、法令の根拠のないものについては 2020 年中に廃止し、法令の根拠のあるものについても、その必要性を再検証し、同年中に原則として廃止する。

令和 2 事務年度 金融行政方針（別冊） 補足資料 抜粋

（２） 金融庁の行政手続きの電子化

【昨事務年度の実績】

- ・ 金融機関から提出される申請・届出数の多い主要な手続きについて、電子申請等が可能となるような IT システムや法令の整備等の取組みを実施したことに加え、今後、全ての行政手続きのオンライン化及び当該オンライン・システムの利便性向上を図る観点から、令和 2 年度第 1 次補正予算において所要経費を措置した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融庁 が金融機関等から受け付ける申請等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、2021 年 3 月末までに全ての手続きについてオンラインでの提出が可能となるようシステム及び制度面での対応を行う。特に押印については、法令の根拠のないものについては 2020 年中に廃止し、法令の根拠のあるものについても、その必要性を再検証し、同年中に原則として廃止する。

書面・押印・対面手続の見直しに関する各社事例について【意見照会で寄せられた内容】

1. すでに実施した／実施に着手した取組み

	分類（①対顧客、 ②社内（証券業関 連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で実施した取組み の内容【具体的にご記載ください】	課題となった点と解決した方法／ 取組みの効果・良かったこと	
【対顧客】口座開設、顧客情報変更手続き ⇒非対面手段としてアプリ、ウェブ（HP、オンライントレード）の活用、対面手段としてタブレット端末の活用。					
1	対顧客	新規口座開設手続 氏名・住所等変更手続	スマホアプリ（口座開設アプリ、ご登録内 容変更アプリ）をリリースし、口座開設手 続・本人確認を電子化	課題：不備率や税制改正等の背景から番号 確認書類はマイナンバーカードのみ利用可能 解決方法：マイナンバーカードの普及 効果：顧客負荷削減、口座開設までの期間 短縮、押印レス、ペーパーレス	A 社
2	対顧客	新規口座開設手続き （非対面）	・WEB（HP）を利用した新規口座開設 ・WEB（HP）を利用したRS／SO 口座 開設	課題：不備率／離脱率向上のためのユーザイ ンターフェースの改良（継続中） 効果：顧客利便性向上、業務量削減、ペー パーレス化	B 社
3	対顧客	新規口座開設手続き （対面）	・iPad を用いた口座開設手続き	効果：顧客利便性向上、業務量削減、営業 店の時間創出、ペーパーレス化	B 社
4	対顧客	属性変更手続き及び 各種口座申し込み	WEB 受付 ・住所、氏名、連絡先変更 ・NISA、特定口座、信用、先物、FX ・NISA ロールオーバー申し込み他	課題：顧客にとってのシステムの分かりやすさの 確保。 解決方法：画面の改良。 効果：コスト低下、労働時間削減	C 社
5	対顧客	新規口座開設手続き	2in1 端末を活用した対面での書面・押 印レス化、および非対面での機能提供	効果：口座開設に係る時間の短縮、事務の 効率化・集約化、記入ミスの防止、書面紛失 リスクの排除	D 社

	分類（①対顧客、 ②社内（証券業関 連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で実施した取組み の内容【具体的にご記載ください】	課題となった点と解決した方法／ 取組みの効果・良かったこと	
6	対顧客	新規口座開設手続き	顧客による顔写真と本人確認書類のアップロードによる本人確認の電子化	課題：ネットワーク、電波受信環境 解決方法：最適な受信環境確保等 効果：コスト低下、不備率低下、労働時間削減、口座開設期間の短縮化	E 社
7	対顧客	新規口座開設手続き	営業員の iPad を活用した口座開設（必要属性情報の入力・MRF 目論見書の説明実施確認・本人確認書類の写真取り込み・タッチペン自署及び後続処理の STP 化	課題：その他受け入れ書類（リスク確認書等）での押印があり、別途印鑑票をもらうことになり完全印鑑レス化が未達 効果：事務コスト削減、不備率低下、口座開設日数短縮、大量処理対応キャパの拡大	F 社
8	対顧客	新規口座開設手続き	お客さまのスマホ（アプリ DL）を経由した口座開設（必要な属性情報の入力・MRF 目論見書電子交付・本人確認書類の写真取り込み・画面上自署及び後続処理の STP 化）	課題：遷移画面多く、途中離脱するケースあり 効果：事務コスト削減、不備率低下、口座開設日数短縮、大量処理対応キャパの拡大	F 社
9	対顧客	属性変更手続き（住所氏名など、対面／非対面）	・iPad を用いた属性変更手続き ・オンライントレードからの属性変更手続き	効果：顧客利便性向上、業務量削減、営業店の時間創出、ペーパーレス化	B 社
10	対顧客	住所・氏名・連絡先の変更手続き	2in1 端末を活用した対面での書面・押印レス化、および非対面での機能提供	課題：事務手続きのうち受付件数が少量のものは費用対効果の観点からシステム化が困難。解決方法：手続き受付画面に係る開発の効率化を検討中。 効果：郵送コスト削減、事務の効率化・集約化、記入ミスの防止、書面紛失リスクの排除	D 社

	分類（①対顧客、 ②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で実施した取組み の内容【具体的にご記載ください】	課題となった点と解決した方法／ 取組みの効果・良かったこと	
11	対顧客	変更届	営業員の iPad を活用した住所・指名・ 振込先変更等の受付と後続処理の STP化	課題：コロナ影響もあり対面・来店機会が減り、活用機会が減少 効果：事務コスト削減、不備率低下、処理日数短縮、大量処理対応キャパの拡大	F 社
【対顧客】受発注関連 ⇒押印削除、受入れ書面の電子化					
12	対顧客	事務帳票	顧客受入帳票における顧客押印欄削除 (102 帳票)	課題：本人性の担保、法人顧客は押印継続 解決方法：本人確認書類を受け入れていることで本人性を担保していると整理 効果：押印レス、お客さまの押印負担軽減・営業店等における印鑑照合の時間を削減	A 社
13	対顧客	確認書受入れ手続き	デジタル化、電子サインの実施	課題：実施率の向上、書面出力保管	E 社
14	対顧客	確認書等	営業員の iPad を活用した目論見書・外国証券情報等の説明実施・受領確認書の受付と後続処理の STP 化	課題：営業員の利用率向上 効果：事務コスト削減、紙管理作業削減	F 社
15	対顧客	仕組債投資に関する確認書の受入れ	メール、Web 会議等を活用した確認書の受入れ	課題：説明を行ったことの証跡。解決方法：お客様にご承諾をいただいた上での録画・録音 効果：受入れ方法の多様化、業務効率化	D 社
16	対顧客（法人）	法人取引	コンファメーション作成のシステム化、電子化（着手中）	システムによる自動化に着手中。確認、送付に関し、在宅勤務で完結できるか課題	G 社
【対顧客】取引報告関連 ⇒郵送物の電子化					
17	対顧客	メールによる目論見書等の交付	・顧客のメールアドレス宛に、目論見書等を交付するサービス	効果：受注までに要する時間の短縮、印刷費、郵送費の削減、ペーパーレス化	B 社

	分類（①対顧客、 ②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で実施した取組み の内容【具体的にご記載ください】	課題となった点と解決した方法／ 取組みの効果・良かったこと	
18	対顧客	報告書交付	電子交付 ・取引報告書、年間取引報告書、取引 残高報告等の法令で交付が義務付けさ れているもの	課題：顧客にとってのシステムの分かりやすさの 確保。 法令要件で電子交付には顧客の承 認が必要となり紙が残る 解決方法：画面の改良。 効果：コスト低下	C 社
19	対顧客（ネット）	特定口座	損益明細照会	課題；顧客利便性の向上 解決；明細表示方法、月別印刷の追加 効果；問い合わせ削減、サービス向上	G 社
20	対顧客（ネット）	投資信託	運用報告書を郵送から、電子化に変更	課題；対象書面のメンテナンス 解決；未解決（手作業含む） 効果；コスト削減、即時性向上	G 社
【対顧客】その他					
21	対顧客	上記（新規口座開設手 続、氏名・住所等変更手 続）以外の事務手続	従来書面受入れが必要であった事務手 続のうち、顧客の不利益とならないサービ ス申込について、電話受付を可能とした。	課題：特になし 効果：顧客負荷削減、手続時間の短縮、ペ ーパレス	A 社
22	対顧客	イデコ各種申し込み	申込書類の WEB 受付	課題：導入コスト、使い勝手 解決方法：費用対効果の測定 効果：コスト低下、労働時間削減	C 社
【社内】証券業関連 ⇒電子化（イントラ、PDF 等）、RPA 導入					
23	社内	顧客属性関連の手続 （口座開設・属性変更 等）	口座開設や変更届等の各種届出帳票を 電子化し、ワークフロー管理するシステムを 導入	課題：口座開設手続、氏名・住所変更につ いては、一部ペーパーが残存。法人口座、代 理人口座等の特殊口座は未対応。 効果：顧客利便性向上、事務処理量削減	A 社

	分類（①対顧客、 ②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で実施した取組み の内容【具体的にご記載ください】	課題となった点と解決した方法／ 取組みの効果・良かったこと	
24	社内	属性変更登録手続き	社内イントラ入力による本社データ連携	実施率の向上、対象帳票の拡充	E 社
25	社内	受発注	在宅勤務中でも営業員タブレットでの起票が可能な注文伝票（PDF）を新設	課題：発注は営業店に出社している社員でないと入力できない（在宅環境では発注システムにアクセス不可） 効果：在宅勤務でも受注可能（出社レス）	A 社
26	社内（証券業関連）	対面営業投資情報	自社アナリスト、契約情報源のデータを電子化し、平文検索機能を提供	課題；フォーマットの異なるニュースソース 解決；インデックスの作成方法の工夫 効果；時間削減、サービス向上	G 社
27	社内	営業事務のバック業務、本社定型業務等	RPA の導入	課題：システムとの親和性、保守管理 解決方法：複数製品の利用により親和性の高い製品を導入 効果：業務時間の大幅削減（時間創出）	A 社
28	社内	作業依頼書	営業員の iPad を活用したバックオフィスへの作業依頼（一部）	課題：営業員の利用率向上 効果：事務コスト削減、紙管理作業削減	F 社
29	社内	承認業務	社内回覧承認印の電子化（着手中）	現在着手中の次期勘定システムと合わせて実装予定	G 社
30	社内	投資一任勘定個別契約書・基本契約書・お客様カード、取引注文書	FAX 受領分に関し、営業から管理部へ FAX とは別途に E-mail で保存書類分として一括送信受理。 COVID-19 で作業軽減のため一括送信を廃止。	効果：在宅・Split Operation での作業負担軽減。	J 社
31	社内	借入延長申込書	社内 E-mail で顧客書類提出・対応作業可。（原本は後日提出要）。	効果：COVID-19 の中、即対応を要する手続きの迅速対応。	J 社

	分類（①対顧客、 ②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で実施した取組み の内容【具体的にご記載ください】	課題となった点と解決した方法／ 取組みの効果・良かったこと	
32	社内	顧客送金指示書の社内提出（送金先未登録分）	FAX 受信されたものを営業が印刷、社内承認をしたものを書面回付されていたが、E-mail で受理。	効果： COVID-19 の中、在宅・Split Operation での作業負担軽減。不要なスタッフの階・部署を超えた行き来を制限。	J 社
その他					
33	その他	稟議、社内申請業務	ワークフロー製品を利用した紙、捺印、回付作業の廃止	課題：ツール選定 解決方法：POC。 効果：コスト低下、労働時間削減	C 社
34	その他	会議体での紙資料配布	紙原則廃止 社内 Wifi 化、ノート PC の配布	課題：導入コスト 解決方法：経営判断 効果：コスト低下、労働時間削減	C 社
35	その他	社外との契約手続き	電子契約システムの導入（クラウドサイン）	課題：相手方の承諾 解決方法：導入メリットを説明のうえ交渉 効果：コスト低下、労働時間削減	C 社
36	その他	給与明細の交付	電子交付	課題：導入コスト、使い勝手 解決方法：POC により選定 効果：コスト低下、労働時間削減	C 社
37	その他	社内通達関連	発信部署による PDF 化、アップロード業務の簡素化	効果；時間削減、コスト削減	G 社

2. 実施を検討中／今後着手する予定の取組み

	分類（①対顧客、②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で検討中の取組みの内容及び実施時期	課題となっている点	
【対顧客】口座開設、属性変更					
1	対顧客	新規口座開設手続き	eKYC（顧客による顔写真と本人確認書類のアップロード）による本人確認の電子化	顧客操作性に留意した画面設計	B 社
2	対顧客	新規口座開設手続き（法人口座）	WEB 化。申込みおよび本人確認書類の受け入れ。（本年中実施予定）	導入コスト、UI（入力いただく項目の多さ） 本人確認書類のアップロード	C 社
3	顧客	顧客属性関連の手続（口座開設・属性変更等）	手続・本人確認を電子化し、営業員タブレット（外交先）で完結（今年度中に実施予定）	マイナンバーの取扱い、電子サインでの本人認証	A 社
4	対顧客（ネット）	新規口座開設手続き	申し込みの画面の改善および、顔写真と本人確認書類のアップロードによる本人確認の電子化と捺印不要化	・画像判定の精度 ・導入コスト ・最終判定は手作業となる点	G 社
5	対顧客（対面）	口座開設 属性変更	対面顧客のネットシステム利用による口座開設、属性変更申し込みを検討中	・PC、モバイル機器を持たない顧客への対応 ・異なる申し込み方法が併存、煩雑化	G 社
6	対顧客	属性変更手続き（本人確認要手続き）	本人確認の電子化（来年初実施予定）	セキュリティ確保、コスト	E 社
7	対顧客	未成年口座開設	WEB 化。（時期未定）	導入コスト、UI（入力いただく項目の多さ） 本人確認書類のアップロード	C 社
【対顧客】取引～取引報告関連					
8	対顧客	投信目論見書冊子の電子化による管理とオンデマンド印刷対応	Fundweb の利用により投信目論見書を電子管理し、書面交付の際は都度印刷可能なシステムの構築。（現在取組中）	課題：投信目論見書冊子の管理負担と有効期限後の廃棄問題。 解決方法：電子保存の仕組みと、印刷可	H 社

	分類（①対顧客、②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で検討中の取組みの内容及び実施時期	課題となっている点	
				能な仕組みの導入。 効果：書面廃止による管理負担の軽減と紙資源の節約。（ESG）	
9	顧客	電子交付	目論見書等のEメール交付、取引報告書等の電子交付申込の簡素化（時期未定）	目論見書の電子交付は電話での申し込みが可能であるが、取引報告書等の電子交付には書類が必要	A 社
10	対顧客	顧客受入帳票	電子化が困難で紙が残存する顧客受入帳票のAI-OCRを利用した入力自動化	手書き帳票の識字率	B 社
11	対顧客	株式注文・送金依頼書（検討・整備中）	FAXに加えてE-mail（当社規定フォームに記入・押印/署名したPDF添付）にて、顧客へCallbackで本人確認実施後受注。	課題：E-mail発信元情報確認責任	J 社
12	対顧客（ネット）	特定口座先物、オプション	年間取引報告書の電子化	開発要員の確保	G 社
13	対顧客（ネット）	投資信託	投信分配金明細書の電子化	開発要員の確保	G 社
14	対顧客	顧客への各種法定帳票の交付業務（郵送）	各種法定帳票の交付における郵送交付の有料化	顧客からの理解（クレーム）	I 社
【対顧客】その他手続き					
15	対顧客（対面）	信用取引開設等	デジタル化に対応できない顧客向けに、往復はがきによる書面確認の回答受け入れ	オンライン取引のID、パスワードによる本人確認、タイムスタンプと同様に扱うための書式、内容の検討、およびこの方法の認可	G 社
16	対顧客	ファンドラップ関連の契約手続き	2in1端末を活用した対面での書面・押印レス化（本年中に実施予定）		D 社

	分類（①対顧客、②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で検討中の取組みの内容及び実施時期	課題となっている点	
17	対顧客	NISAロールオーバー申し込み	2in1端末を活用した対面での書面・押印レス化、および非対面での機能提供（本年中に実施予定）		D 社
18	対顧客	相続手続き	一定の条件下（少額目つ相続人 1 名等）、相続に係る死亡連絡～資産の振替の一連の手続きを、WEB 上で行うサービス（2021 年 5 月開始予定）	複雑な相続手続きを相続人と WEB 上で行うためのシンプルでわかりやすい画面設計	B 社
19	対顧客	口座解約手続き	WEB 化。解約申し込みおよび本人確認書類の受け入れ（時期未定）	導入コスト、UI（入力いただく項目の多さ） 本人確認書類のアップロード	C 社
20	対顧客	居住者から非居住者へ変更した際の手続き	WEB 化（時期未定）	お客様の口座状況、移動先の国に応じた必要書類の受領が異なり標準化が複雑	C 社
21	対顧客	業者間移管の手続き	投信、外国株の移管払出し手続きの WEB 化。 日本株については実装済み（時期未定）	導入コスト、UI（入力いただく項目の多さ）	C 社
22	対顧客（ネット）	株式の他社移管	口座振替依頼書の用紙請求方式から、ログイン画面への入力申し込みによる電子化	開発要員の確保 顧客による捺印必須のオプション選択	G 社
その他					
23	社内	社内帳票	紙で作成、提出している（本支店間の）社内帳票を可能な限りワークフロー等電子化（順次実施中）	社内帳票のため、費用対効果が出にくく、予算確保が困難	B 社
24	社内	取引優遇手数料承認（検討・整備中）	社内で多数承認が必要とされるため、書面署名から電子署名・E-mail での申請フローを検討中。	課題：導入する電子署名形式・技術の選定、社内各部署協力調整	J 社

	分類（①対顧客、②社内（証券業関連）、③その他）	対象となる業務	デジタル化など、自社で検討中の取組みの内容及び実施時期	課題となっている点	
				効果：署名手続時短	
25	その他	書面・押印書類の削減	社内で行っている書面・押印のやりとりを見直し、メール等を活用した手続きに簡素化（できるものから順次実施）		D 社

3. その他（実現したいと考えているものの着手できていないもの等）

ご意見、コメント	
「未電子化事務リスト」として記載されたもの以外には、ございません。（B 社） ・投信公販ネットの共通プラットフォーム化（投信協会、公販ネットシステム提供会社の協力が必要） ・マイナンバーの取り扱い（受け入れ及び法定調書等への記載、提出など）については法により厳しく管理が求められており、リモートによる業務は現実的ではないものと思慮。（C 社） 電子化に対応できない顧客、電子化を望まない顧客への対応も必要なところですが、また、出金銀行変更、証券移管等に捺印書面が必要な点を、弊社オンライン取引利用の最大理由とする声もあるため、登録印鑑またはそれに替わる、煩雑性伴う手続きを顧客がオプションで選択可能となるような開発が必要と考えます。（G 社） 法律・制度によって書面、押印が必要な手続きについて、法律・制度の改正を要望したい。 （例） 上場株式等の他社移管手続き、各種取引報告書、注文伝票 等 （税務関連） 還付請求書、取引状況等の照会業務 等 （D 社） ・法人顧客の手続き（新規、変更等）確認項目が実質的支配者等、多岐にわたるとともに、本人確認書類（全部事項証明書）の枚数が多く電子化を困	

難としている。またネットへの導入も I D、P Wの付与者に対する社内整理ができていません。（E 社）

実現したいと考えているものの着手できていないもの

・持株会業務（対事業主事務局・対加入従業員）のペーパーレス化

→課題：導入コスト、他大型 IT 案件優先 / 効果：事務コスト削減、堅確性向上、ピーク時処理対応キャパの拡大

・法人顧客の口座開設ペーパーレス化

→課題：コスト対効果未算出 / 効果：事務コスト削減、堅確性向上、ピーク時処理対応キャパの拡大（F 社）

以上

2020 年 6 月 16 日 本協会証券戦略会議における報告「令和 3 年度税制改正に関する要望骨子」(案)

I 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策等に係る税制措置

① 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

【要望項目説明資料】

I 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策等に係る税制措置

【要望】
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

新型コロナウイルス感染症の長期化及び再発等に備え、対面又は郵送等からデジタル対応への移行を進め、 unnecessaryな接触を減らすとともに迅速かつ効率的な事務手続を実現すべき。

個人番号等に基づき適用対象等の是非を確認

金融商品取引業者等が顧客等から提出を受ける届出書等の例

金融商品取引業者等が顧客等から提出を受ける届出書等の例	
居住者	少額貯蓄非課税制度 (所法第10条)、勤労者財産形成 (住宅・年金) 貯蓄制度 (措法第4条の2、4条の3) 等
内国法人	非課税申告書 (所法第11条)、源泉徴収不適用申告書 (措法第3条の3) 等
非居住者	非課税適用申告書 (措法第5条の2、第5条の3、第6条、第41条の13の3、第42条、第42条の2)、租税条約に関する届出書等 (実特令第2条～第2条の5、第9条の5～第9条の9) 等
外国法人	

【要望】
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

➤ エンジェル税制の適用にあたって、第一種少額電子募集取扱業務者を経由して、特定 (新規) 中小会社と個人投資家が締結する「投資契約書」について、個人投資家への電磁的方法による締結及び確定申告時の電子データによる提出を可能としていただきたい

Webサイトを通じてベンチャー企業に投資

第一種少額電子募集取扱業務者

個人投資家

確定申告 (e-Tax)

所轄税務署

投資契約書

投資契約書の写し

エンジェル税制の適用を受けるためには、投資先の特定 (新規) 中小会社から交付される投資契約書の写しを確定申告書に添付する必要がある

株式投資型クラウドファンディングによるWebを通じた投資及び電子申告・納税が可能に

参考条文等

参考条文等	
特定中小会社株式の取得金額の控除制度	措法第37条の13、措令第25条の12、措規18条の15
特定新規中小会社株式に係る課税の特例	措法第41条の19、措令第26条の28の3、措規19条の11

「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」

検討に当たって想定される論点（第1回WG資料1より抜粋）

	想定される論点	考えられる検討のポイント、方向性
1	デジタル化を進めるに当たっての要因としては、「顧客の理解」と「デジタル化投資の費用対効果を踏まえた経営判断」ではないか。	○顧客の理解をどのように得ていくか。 ○デジタル化投資の費用対効果を評価するに当たっての要素は何か（例：デジタル化する書類の数、顧客数、デジタル化の財源）
2	リテール（個人等）ではデジタル化を進めやすいが、ホールセール（法人）では進めにくい、と言えるのか。 ➤ ホールセール（法人）では、 ・個別の注文を発注した者に権限があるのかどうか、電話や書面であれば把握しやすいが、ID・パスワードでは把握しにくい、 ・何人にID・パスワードを付与すればよいのか、 ・法人顧客側の担当者が異動したらID・パスワードを付与し直さなければならない、 といった課題がある。	○左のとおりであるならば、今回はリテールでのデジタル化を検討の中心に据えるかどうか。 ○真正なID・パスワードを用いて発注システムにログインして行われた発注は、そのID・パスワードの顧客からの発注と見ることはできないのか。
3	現状、商品性が複雑なものの勧誘・販売に当たっては、説明書面を渡したり、対面で説明したり、顧客から書面（確認書等）・押印を徴求したりしている。全般的にデジタル化を目指すとしても、これらの方法を見直すことは適切ではないのではないか。	○手続の見直しが投資家保護のレベルを落とすことになってはならないことは大前提。 ○この観点から、全体の方角とは逆に、書面・対面を見直すことが適切ではない例を挙げることは必要か。 ○この場合、書面や対面の手続は残すとしても、顧客による確認書等への押印は依然として必要なかどうか。
4	法令・諸規則で求められておらず、また投資家保護のためというより例えば後日の検査・監査における説明の材料として顧客から書面・押印を得ている例があるのではないか。	○書面・押印を得ている理由は何か。 ○これを廃止したり代替りの手段によることはできないのか。そのために必要な条件は何か。
5	相続、持株会、財形に係る手続には、書面・押印・対面を要する手続があり、これらを見直すことは難しいのではないか。	○書面・押印・対面を見直すことが難しい手続として何があるか。見直すことが難しい原因は何か。

		押印	
		押印廃止（求めない）可能	押印廃止不可
書面	該当なし （書面なし）	<u>（運用、様式変更により対応可能）</u> - 継続開示義務を受けなくなった旨の届出書（公金部） - 株主コミュニティの運営会員に係る宣誓書（エクイティ市場部） - 教材利用申請書、教材利用報告書（金融・証券教育支援センター）	
	電子化可能 （メール含む）	<u>（運用、様式変更により対応可能）</u> - 個人情報漏えい等報告書（規律審査部） - 外国投資信託証券取扱届出書（公金部） - 確認書（公金部） - 外国株券等の国内公募の引受等の届出書（公金部） - 外国株券等の国内公募の引受等状況報告書（公金部） - 日本銀行における国債DVP取引システムの利用に係る「特定連結会社」の届出書（公金部） - 指定申請書（公金部） - 公社債店頭売買参考統計値発表制度・報告責任者及び担当者届出書（公金部） - 合併に伴う気配報告業務の承継について（公金部） - 指定報告協会の辞退届出書（市場統計業務室） - PSJ予測値報告参加会員届出書（市場統計業務室） - PSJ予測値報告参加会員退出届出書（市場統計業務室） <u>（関係官庁との調整により対応可能）</u> - 誓約書（保安センター） - 生体認証登録兼個人情報提供同意書（保安センター） 「反社情報照会システム」利用申請書「照会方法1・2」の会員用（保安センター） 「反社情報照会システム」照会依頼申請書「照会方法3」の会員用（保安センター） 「反社情報照会システム」利用契約に係る解除申請書「照会方法1・2」の会員用（保安センター） 「反社情報照会システム」照会依頼契約に係る解除申請書「照会方法3」の会員用（保安センター） - 他の会員への「照会依頼」に係る申請書（保安センター） - 他の会員への「照会依頼」に係る解除申請書（保安センター） - 改善報告書（保安センター） <u>（規則改正により対応可能）</u> - 外国株券等の国内公募の引受等の届出書（変更届）【規則】（公金部） - 外国株券等に係る情報収集業務方法書【規則】（公金部）	- 事業報告書（会員・特定業務会員）【金商業等府令の別紙様式】（監査モニタリング部） - 分別管理の法令遵守に関する経営者報告書、分別管理監査報告書【会計士法】（監査モニタリング部） - 証券仲介業者以外の外務員登録申請書添付書類（履歴書、誓約書）（資格管理部） ↑ 法令等、文書の性質により押印が必要だが、日証協へのオンライン提出は可能 ↓ 文書の性質上、押印、書面の廃止が不可能。
電子化不可		↑ 書面、押印のいずれも廃止等の対応が可能	- 処分、事故関係書類（規律審査部） - 審査請求書、不服申立書等（法務部） - 証券仲介業者の外務員登録申請書添付書類（履歴書、誓約書）（資格管理部） - 不正受験に係る調査報告書及び経緯書（資格管理部） - 入会申請書 ※一部オンライン化可能（総務部） - 脱退申請書 ※一部オンライン化可能（総務部） - 加入内容変更申請書 ※一部オンライン化可能（総務部）

※ 「対面」については、郵送可能書類を本協会事務所へ直接持参するケースはあるものの、日証協として制度的に対面手続きを求めているものはない。

※ 上表の中には、複数の書類を一つの項目にまとめて記している項目がある。

※ 上表の「公金部」は公社債・金融商品部を、「保安センター」は証券保安対策支援センターを、それぞれ指す。

証券業界における書面・押印・対面を要する業務見直しの推進について

2020年9月15日
日本証券業協会
証券戦略会議

証券業界においては、これまでも、顧客にとっての利便性向上を念頭に、進展するIT技術を活用しながら、書面、押印及び対面を要する業務の削減や電子化・簡略化に取り組み、業務の効率化を図るとともに、紙資源や電力の使用量削減を通じてCO₂排出量削減をはじめとした地球環境の保全に貢献し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて努力してきているところである。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大という危機に直面し、突如として大規模なテレワークへの移行を余儀なくされる中で、依然として残っていた書面、押印及び対面を要する業務がそのネックになることが浮き彫りとなった。

そのため、本会議では、証券業界として、書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しを図るべく、本年7月1日、本会議の下部機関として、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」（以下、「書面等WG」という。）を設置した。

書面等WGにおいては、これまで、委員各社において新型コロナウイルス感染症拡大の前後を問わず取り組んだ書面、押印及び対面を要する業務の見直しの例を持ち寄るとともに、さらなる見直しに向けた課題を共有し、本日、第一次の取りまとめを行った。

この第一次の取りまとめにおいては、委員各社における取組み事例やその効果・課題が数多く取り上げられており、これから同じ取組みを行おうとする会員にとっては参考となるものもあると思われる。

したがって、会員各社においては、書面等WGにおいて引き続き行う検討の結果が出るのを待つことなく、この第一次取りまとめやこれまでの書面等WGにおける資料及び議論の内容を参考にしながら、対応可能なところから業務の見直し・効率化を行うことにより、今後懸念される新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大や影響の長期化に備えるとともに、より生産性が高く、多様な人材が生き活きと働くことができる環境につながる取組みを進めるべきと考える。

なお、今般取り組むべき課題は、実務に即した部分が多いと言えるが、それを実務レベルだけの取組みに委ねたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮して取り組むことが重要となる性格の問題であると言える。また、平時にはなかなか着手できず、先送りしがちな性格の問題でもあると言える。

本会議としては、このような問題の性格を踏まえ、さらなる顧客利便性向上の観点からも、今回の危機を、これらの課題を解決する好機と捉えて、証券業界を挙げていま取り組むべきであり、会員各社がスピード感を持って全社を挙げてこれらの課題への取組みを推進していくべきと考える。

以 上